

施設使用に関する決まり

都立清瀬高等学校開放事業運営委員長

東京都立清瀬高等学校長

高木 和美

施設の使用に当たっては、次のことを遵守してください。

- 1 指定された門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間中における個人単位での出入りの際は、必ず管理指導員に報告し、確認を得てください。
- 2 施設の使用当日、使用団体責任者は「使用承認書」及び「使用団体登録証」を管理指導員に提示し、確認を得てください。
- 3 使用時間は、準備から後始末までの時間を含みます。使用時間は、午前9時から午後5時までとしますが、冬季期間は午後4時頃まで（日没まで）に退去するようにしてください。
- 4 自動車及びバイクでの来校は原則として禁止します。
- 5 自転車は、指定された場所に駐輪してください。
- 6 使用の前後を含め、施設使用の際は、近隣にお住まいの方への御配慮をお願いします。
- 7 使用を許可された施設以外への立入りは禁止します。校舎内は立入禁止ですので、トイレは校庭の外トイレを使用してください。
- 8 使用中に、学校の施設・設備・ガラス等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、復旧又は実費弁償してください。
- 9 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 10 **事前に登録した団体の構成員以外の方は、原則、学校敷地内に立入りできません。**
- 11 **練習試合等で使用する場合、対戦相手のメンバーについては、当日対戦相手の責任者が管理してください。**
- 12 施設使用の際は、スポーツシューズ等を使用してください。ハイヒール等、グラウンド管理に支障が出る履物での使用は禁止します。
- 13 使用団体は、呼び出しや連絡等で学校の放送設備や電話を使うことはできません。
- 14 更衣室はありません。更衣は自宅ですませるようにしてください。
- 15 施設使用に際しては、火気に十分注意してください。**学校敷地内は禁煙です。**また、ゴミ、空き缶等は必ず持ち帰ってください。
- 16 前日の天候等によりグラウンドの状態が不良のため使用に適さないと判断されるときは使用承認を取り消しますので、学校の指示に従ってください。
- 17 施設の使用当日、降雨等でグラウンドの状態が悪化したときには、直ちに使用を中止してください。
- 18 使用後は、必ず清掃、整地等を行い、学校の教育活動に支障のないよう現状回復してください。
- 19 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常及び事故の有無を管理指導員に報告してください。
- 20 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。

以上事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の定める一定期間の使用を禁止し、又は団体の登録を取り消すことがあります。

なお、学校で緊急に当該施設を使用することとなった場合は、使用承認を変更し、又は取り消すことがありますのであらかじめご了承ください。